

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における鯖江・丹生消防組合職員の給与の支給額を減額するため、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「給与条例」という。)等の特例を定めるものとする。

(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第3条第3項に規定する給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)に対する給料月額(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第2号)附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2級以下	100分の2
3級から6級まで	100分の5
7級以上	100分の7

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 給与条例第22条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 給与条例第22条第1項 前項および前号に定める額

イ 給与条例第22条第2項または第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 給与条例第22条第4項 前項に定める額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第14条、15条、第20条および第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号および前項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは、「給料月額から給与条例附則第5項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号ア中「前項および前号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項および前号」と、同号イ中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、同号ウ中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第7項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第21条の規定の適用については、同条中「鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第24条」とあるのは、「鯖江・丹生消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年条例第3号)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第25条」とあるのは、「鯖江・丹生消防組合職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年条例第3号)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(端数計算)

第5条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。